

青森県報

第三千四百九十号

平成二十四年
一月二十日
(金曜日)

目次

告示

漁業の許可等の申請期間……………(水産振興課) ……

公告

建設業者の許可の取消し……………(三八地民局) ……

右 同 ……(同上) ……

右 同 ……(同上) ……

右 同 ……(同上) ……

右 同 ……(同上) ……

右 同 ……(同上) ……

公営企業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(病院管理局) ……

告示

青森県告示第四十三号

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第八条第二項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、小型機船

底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同規則第八条第三項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により告示する。

平成二十四年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十四年三月一日から同年十二月二日まで

備考

一 漁業種類 手繰第一種漁業

二 操業区域 下北郡尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ直線の中心から正東の線以南、東経百四十二度三十分の線以西の太平洋における青森県沖合海域

三 操業期間 平成二十四年四月一日から同年六月三十日まで及び同年九月一日から平成二十五年三月三十一日まで

四 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 九隻

公告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 上野工務店

二 氏名 上野 清

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字櫛引字志賀良木一七の五

四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第六九八〇号

五 取消年月日 平成二十三年十二月二日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年十一月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社北栄技興

二 代表者の氏名 佐々木 金之蔵

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字田面木字赤坂一六の一〇

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第三〇〇〇五五号

五 取消年月日 平成二十三年十二月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年十二月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社ヒルズ

二 代表者の氏名 岡山 信広

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎一〇三〇の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第一四六二四号

五 取消年月日 平成二十三年十二月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社三共設備工業

二 代表者の氏名 蛭名 壽昭

三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町大字上野字軍事屋敷五七の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一四二七三号

五 取消年月日 平成二十三年十二月十四日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 上北重車輛株式会社

二 代表者の氏名 畠山 正敏

三 主たる営業所の所在地 十和田市穂並町二の六一

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第九六八九号

五 取消年月日 平成二十三年十二月十九日

六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年十月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 上北重車輛株式会社

二 代表者の氏名 畠山 正敏

三 主たる営業所の所在地 十和田市穂並町二の六一

四 許可番号 青森県知事許可(特 二二)第九六八九号

五 取消年月日 平成二十三年十二月十九日

六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年十月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社吉義建設

二 代表者の氏名 吉田 義美

三 主たる営業所の所在地 三沢市下久保三丁目二〇の六

四 許可番号 青森県知事許可(特 二〇)第六八〇二号

五 取消年月日 平成二十三年十二月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可
造園工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年十二月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
人工心肺装置システム 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部管理課
青森市東造道二丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十三年十二月二十一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社メディカルサービス
青森市造道二丁目九の二八
- 六 契約金額
五千七百七十五万円
- 七 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成二十三年十一月十一日

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭